

吹田市第3次みどりの基本計画策定検討会議傍聴に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市第3次みどりの基本計画策定検討会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 吹田市第3次みどりの基本計画策定検討会議を傍聴しようとする者（以下、「傍聴者」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴者受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付及び決定)

第3条 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から会議開催時刻まで行う。

(傍聴者の定員)

第4条 一般席の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び、他人に迷惑を及ぼすと認められる者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、土木部長の許可を得たものは、この限りではない。

(庶務の職員の指示)

第8条 傍聴者は、全て庶務の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの取扱い要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。